

長浜市告示第141号

長浜市ひとり親自立支援教育訓練補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第230号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第2条中「交付対象者」の次に「（以下「交付対象者」という。）」を、「母」の次に「（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者であって、現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養しているものをいう。）」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第2条第2号中「就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況」を「交付対象者の就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況」に、「判断して、受講を」を「、その者の」に改め、同条第3号中「この要綱による」を削る。

第3条の見出しを「（補助対象経費等）」に改め、同条第1項中「交付の対象講座」を「額の算定の対象になる費用（以下「補助対象経費」という。）」に改め、「該当する」の次に「講座の受講に係る費用であって、次項に規定する」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 補助対象経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 入学料（教育訓練の開始に当たって、教育訓練施設に支払った入学金又は登録料）
- (2) 受講料（教育訓練の受講のために支払った受講費、教科書代及び教材費）

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助金の額の算定の対象としない。

- (1) 検定試験の受講料
- (2) 教育訓練施設が指定する教材以外の補助教材費
- (3) 教育訓練の補講費
- (4) 教育訓練施設が実施する各種行事の参加に係る費用
- (5) 学債その他の受講者に対する還付が見込まれる費用
- (6) 教育訓練の受講のための交通費
- (7) パソコン等の器材に係る費用

第4条第1項中「次の各号」を「、次の各号」に改め、同項第1号中「受講開始日現在」を「前条第1項第1号又は第2号に掲げる講座を受講する者であって、受講開始の日」に、「できない者（前条第1項第1号及び第2号の講座を受講する者）」を「できないもの」に、「当該対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用」を「交付対象者が支払った補助対象経費」に、「場合」を「とき」に改め、同項第2号中「受講開始日現在」を

「前条第1項第3号に掲げる講座を受講する者であって、受講開始の日」に、「できない者（前条第1項第3号の講座を受講する者）」を「できないもの（次号に掲げる者を除く。）」に、「当該対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用」を「交付対象者が支払った補助対象経費」に、「修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（160万円を超えるときは、160万円）」を「当該講座の修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは当該修学年数に40万円を乗じて得た額と160万円とを比較して少ない方の額」に、「その額が12,000円を超えない場合」を「12,000円を超えないとき」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前条第1項第3号に掲げる講座を受講し、及び当該受講講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該受講講座に係る資格を取得し、かつ、就職等（当該受講講座修了時点の就職等を含む。以下同じ。）をしている者（第7条において「追加交付対象者」という。）であって、受講開始日時点において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができないもの 交付対象者が支払った補助対象経費の額に100分の85を乗じて得た額（その額が当該受講講座の修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは当該修学年数に60万円を乗じて得た額と240万円とを比較して少ない方の額とし、12,000円を超えないときは交付しないものとする。）

第4条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第1項各号に掲げる講座を受講する者であって、受講開始日現在において一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができるもの 前各号に定める額から、雇用保険法第60条の2第4項の規定により交付対象者が支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額（その額が12,000円を超えないときは、交付しないものとする。）

第4条第2項中「限り」の次に「の交付」を加える。

第5条第1項中「市長に提出し、受講開始前にあらかじめ」を「あらかじめ市長に提出し、」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「講座の」を加え、「真に」を削り、「があり、かつ、交付の要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本文の規定にかかわらず、対象講座の指定を受けたものとみなす」を「がある場合は、この限りでない」に改め、同条第3項ただし書中「公簿等で申請者本人の同意が得られて」を「公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）で」に、「添付書類を省略する」を「市長は、添付書類の全部又は一部を省略させる」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第5条第4項中「市長は、」の次に「第1項の規定による」を加え、「審査のうえ、速やかに対象講座の指定の」を「審査の上、速やかに」に改める。

第6条第1項中「終了」を「受講修了」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による交付申請書の提出は、当該講座の受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1か

月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

第6条第3項ただし書中「申請者本人の同意が得られて」及び「又は証明すべき対象となる所得が対象講座指定申請時と同じである場合において」を削り、「添付書類」の次に「の全部又は一部」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第6条第3項第4号中「教育訓練修了証明書」の次に「又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第8条第2項の規定による補助金の交付を申請する場合に限る。）」を加え、同項第5号中「教育訓練経費」を「補助対象経費」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「交付申請書」の次に「又は追加交付申請書」を加え、「交付要件を審査のうえ」を「内容を審査の上」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前条」を「第6条」に改め、「交付申請書」の次に「又は前条の規定による追加交付申請書」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号に掲げる者に対する補助金の交付については、あらかじめ講座を実施する教育訓練施設に対して受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。）の発行が可能であることの確認等を行い、関係機関と連絡調整した上で、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとに交付の決定を行うことができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（追加交付申請）

第7条 補助金の追加交付を受けようとする者（追加交付対象者に限る。）は、市長にひとり親自立支援教育訓練補助金交付申請書兼請求書（追加交付用）（様式第5号。以下「追加交付申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による追加交付申請書の提出は、受講講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該受講講座に係る資格を取得し、かつ、就職等をした日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1か月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 追加交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市の保有する公簿等で確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 前条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類

(2) 当該追加交付対象者が受講した講座に係る資格を取得したことを証明する書類
様式第1号及び第2号を次のように改める。

ひとり親自立支援教育訓練補助金対象講座指定申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練補助金事業の対象講座の指定を申請します。

① 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 () 歳
	個人番号		
	(〒 —)		
② 住所			
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
⑥ 所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
⑦ 公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない。		
⑧ 過去の受給の有無	過去にひとり親自立支援教育訓練補助金を受けたことがある・ない。		
備考			

ひとり親自立支援教育訓練補助金の対象講座の指定及び受給要件を審査するため、課税台帳、住民基本台帳の内容等必要な公簿を閲覧されることに同意します。

申請者氏名

(裏面)

(注)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 補助金の額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記2の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が交付されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合、市内に住所を有しなくなった場合等は、市にその旨を報告してください。
- 6 ひとり親自立支援教育訓練補助金の交付を受けるためには、改めてひとり親自立支援教育訓練補助金交付申請書兼請求書に添付書類を付けて交付申請手続を行うことが必要です。

ひとり親自立支援教育訓練補助金対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

長浜市長

先にあなたから提出のありましたひとり親自立支援教育訓練補助金対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定したので通知します。

①フリガナ氏名		生年月日	年 月 日 () 歳
②住所	(〒 —)	電話	()
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
⑥所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
⑦交付方法			
<p>(上記の教育訓練が長浜市ひとり親自立支援教育訓練補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第3号に定める講座である場合に記載） ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合は、要綱第7条の規定に基づき補助金を追加で交付することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。</p>			
備考			

(注)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 補助金の額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
 ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、上限額は20万円です。
 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修業年数に40万円を乗じた額ですが、上限額は160万円です。
 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記2の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が交付されます。
- 3 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合、市内に住所を有しなくなった場合等は、市にその旨を報告してください。

- 5 ひとり親自立支援教育訓練補助金の交付を受けるためには、改めてひとり親自立支援教育訓練補助金交付申請書兼請求書にこの通知を含む添付書類を付けて交付申請手続を行うことが必要です。なお、⑦交付方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの交付をする旨が記載されている場合は、当該支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類を付けて交付申請手続を行うことが必要です。
- 6 この決定は、補助金の交付決定ではありません。以下のような状況になれば、交付申請をされても補助金が交付されなくなる場合があります。
 - ア 市内に住所を有しなくなった場合
 - イ ひとり親家庭でなくなった場合
 - ウ 母子・父子自立支援プログラム等の支援を受けなくなった場合

様式第4号及び第5号を次のように改める。

ひとり親自立支援教育訓練補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者氏名

ひとり親自立支援教育訓練補助金の交付を受けたいので下記により申請し、及び請求します。
 なお、ひとり親自立支援教育訓練補助金の受給要件を審査するため、住民登録資料、税務資料その他の必要な情報について、長浜市が各関係機関に調査し、照会し、閲覧を求めることに同意します。

①フリガナ 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 () 歳
	個人番号		
②住所	(〒 —)	電話	()
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間 うち支給単位期間	_____年 月 日 (受講開始日) ~ _____年 月 日 うち _____年 月 日 (初日) ~ _____年 月 日 (末日)		
⑥所要費用	入学料 _____円、受講料 _____円、合計額 _____円		
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	_____円		
⑧受講修了後の状況	就職 (常勤 非常勤 パート 自営業 その他) 求職中 その他 ()		
	就職先(内定先)の事業名(就職(内定)している場合にのみ記入)		
⑨振込希望金融機関	銀行・農協・信金・信組		支店
	普・当	口座番号	名義
⑩確認事項	<input type="checkbox"/> 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納はありません。		
備考			

(注)

- 1 この申請書兼請求書は、受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1か月以内（支給単位期間ごとに交付を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して1か月以内）に提出してください。（正当な理由なく、期間内に提出しない場合は、補助金が交付されない場合があります。）
- 2 この申請書兼請求書には、次の書類を添えてください。
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (3) 受講対象講座指定通知書
 - (4) 教育訓練修了証明書（支給単位期間ごとに交付を受ける場合にあつては、受講証明書）
 - (5) 領収書
 - (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書等その額を証明する書類

ひとり親自立支援教育訓練補助金交付申請書兼請求書（追加交付用）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者氏名

ひとり親自立支援教育訓練補助金の交付を受けたいので下記により申請し、及び請求します。
 なお、ひとり親自立支援教育訓練補助金の受給要件を審査するため、住民登録資料、税務資料その他の必要な情報について、長浜市が各関係機関に調査し、照会し、閲覧を求めることに同意します。

①フリガナ 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 () 歳
	個人番号		
②住所	(〒 —)	電話	()
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)		
⑥資格取得年月日・名称	年 月 日	取得資格名称	
⑦就職等年月日・名称	年 月 日	就職先等名称	
⑧事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人の場合は名称・代表者氏名)		
⑨所要費用	入学料 円、受講料 円、合計額 円		
⑩雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑪ひとり親自立支援教育訓練補助金の額	(既交付額) 円
⑫振込希望金融機関	銀行・農協・信金・信組		支店
	普・当	口座番号	名義
⑬確認事項	<input type="checkbox"/> 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納はありません。		

(注)

- 1 この申請書兼請求書は、受講修了日の翌日から起算して1年以内に受講講座に係る資格を取得し、かつ、就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して1か月以内に提出してください。（正当な理由なく、期間内に提出しない場合は、補助金が交付されない場合があります。）
- 2 この申請書兼請求書には、次の書類を添えてください。
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (3) 教育訓練修了証明書
 - (4) 領収書
 - (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書等その額を証明する書類
 - (6) 資格を取得したことを証明する書類
- 3 就職等した日及び就職等先名称等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。雇用証明書、給与支払明細書又は受給者が加入している医療保険（国民健康保険は除く。）が確認できる書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

様式第6号及び第7号中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和6年8月30日から適用する。ただし、改正後の長浜市ひとり親自立支援教育訓練補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）第6条第2項の規定は、令和6年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、令和6年8月30日以後に、受講しようとする講座について補助金の交付の対象講座の指定（以下この項において「対象講座の指定」という。）を受ける者又は同日以後に修了した教育訓練に係る補助金について適用するものとし、同日以前に対象講座の指定を受けた者又は同日以前に修了した教育訓練に係る補助金については、なお従前の例による。